

中小企業あきた

1 あきた酒粕フェアを開催

2
FEBRUARY.2021

- 組合相談コーナー……………2
- 景況レポート12月分……………4
- 中小企業組合等支援施策情報……………6

- 話題の広場
中央会事業より……………7
- 支援団体活動レポート……………9
- アラカルト……………9
- 新設組合紹介……………10
- インフォメーション……………10



TOPICS 1 あきた酒粕フェアを開催



【JR秋田駅ビル・トピコでの『あきた酒粕フェア』の様子】

令和2年12月12日(土)～13日(日)及び同19日(土)～20日(日)の4日間、本会の特産品創出プロジェクト事業の一環で、酒粕(さけかす)関連商品を製造する事業者が連携し、秋田の酒粕の魅力や特徴を伝える取組を広く周知するとともに、商品の販売を通じて、お客様ニーズの情報を得ることを目的に、「あきた酒粕フェア」と銘打ち、秋田市内でテストマーケティングを実施しました。

本会では、県内で多く生産される酒粕に着目し、10～11月にかけて酒造会社30社にアンケートを実施しました。その結果によると、酒粕の約半数は食用として活用されていますが、残りは家畜飼料になったり廃棄されたりしていることが分かりました。

そこで、酒粕を使った商品を販売する企業や酒造会社を支援し、廃棄を減らして、特産品の創出につなげるため、今回のイベントを企画しました。

12月12日(土)～13日(日)には、JR秋田駅ビル・トピコ1階に店舗を構える「企業組合みんなのやさしい畑」内に、19日(土)～20日(日)には、秋田市のアトリオン地下1階にある「県産品プラザ」内に、販売ブースを設置し、テストマーケティングを行いました。

今回は、酒粕で漬けたいぶりがっこやクリームチーズ、酒粕を混ぜたタレで味付けしたせんべいなど5種類の商品を販売し、訪れた人が買い求めていました。

また、販売時にアンケートを実施したところ、様々なレシピの他、酒粕の使い方がよくわから

ないといった声も聞かれ、今回の商品以外にも展開の余地が期待できる結果となりました。

本会では、今回の販売結果を分析した上で、今後の商品展開について検討していくこととしています。

【出展商品】		
 アマノストア 「粕誉れ」	 天寿酒造 「吟醸酒粕」	 雄勝野きむらや 「いぶりがっこ粕漬け」
 鼎家 「雪の茅舎酒粕煎餅」	 明通りチーズ工房 「スカモルツァ酒」	

組合相談コーナー みなし理事会等の手続きについて

【Q】 このご時世、人を集めた形での理事会の開催をできる限り控えたいが、その場合どのように対応したらよいか。

【A】 できる限り集まることを控えたい(=会議体として開催しないようにしたい)場合、定款の定めるところにより、いわゆる「みなし理事会」を実施することができます。

【定款規定例】監査権限限定組合のケース

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

この方法を採用する場合は以下の流れで進めることが必要となります。

- ① 理事の1人(通常の場合は理事長)からすべての理事に向けて理事会の決議の目的である事項について提案を行う(提案書を発信)
- ② 提案理事以外のすべての理事から理事会の決議の目的である事項についての同意を書面で受け付ける(同意書の返信)
- ③ 全員の同意が得られた時点で理事会決議があったとみなされる
- ④ 理事会議事録を作成する(中協法施行規則66条4項記載事項)

<留意事項>

- 1人でも提案事項に対する異議の意思表示があった場合には、有効な理事会決議があったとはみなされず、理事会を開催する必要がありますのでご注意ください(必ず理事全員がすべての提案事項に対して同意する必要があります)。
- 上記の定款規定例のように「電磁的記録により同意の意思表示」との定めがある組合は、電子メール等での記録が残る媒体での同意の意思表示も可能です。
- 多くの組合の監事は監査範囲が会計監査に限定されていますが(上記定款規定は監査権限限定組合の場合)、業務監査権限が付与されている監事がいる組合では、監事に決議の目的である事項の提案と同意を求める必要があります(監事から異議がでた場合はみなし理事会は認められないためです)。

《参考》 いわゆる「みなし理事会」とは

いわゆる「みなし理事会」とは、中協法36条の6第4項に規定された「理事会の決議の省略」を指し、事前に定款に定めることにより、理事会を実際に会議することなく実施する方法です。理事会の議案について理事全員が書面等で同意したとき、理事会の決議があったとみなすことができます。「持ち回り決議」とも呼ばれます。

(以下、「みなし理事会」に関する「新しい中小企業組合制度への対応のための100問100答(平成20年9月)全国中小企業団体中央会」からの抜粋です。)

【Q】 理事全員が同意した場合には理事会決議を省略できることとなりましたが、これと理事会への書面出席とはどう違いますか。

【A】 下表は、「理事会への書面出席」と「理事会決議の省略」を対比したものです。

	理事会への書面出席(書面議決)	理事会決議の省略(みなし理事会・持ち回り決議)
効力発生要件	定款記載が前提 (相対的必要記載事項)	定款記載が前提 (相対的必要記載事項)
招集手続	必要	理事全員の同意(議案に対する全理事の賛成) により、不要
議事録の作成	必要	必要

これらとは別に、本来、理事会に報告すべき事項について、「理事全員に通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない」旨の規定が設けられています。この規定を適用するに当たっては、特段の定款規定を前提とするものではありませんが、報告の内容等を記載した議事録を事後的に作成しなければなりません。

[Q] 理事会への書面出席者は議事録に署名又は記名押印の義務がありますが、いわゆる「みなし理事会」の場合、書面等により同意の意思表示をした理事は議事録に署名又は記名押印の必要がありますか。

[A] 理事全員が同意し、議案について可決決議があったとみなされる「みなし理事会」の場合の理事会議事録の記載事項については、施行規則に規定されており、

- ①「理事会の決議があったものとみなされた事項の内容」
 - ②「①の事項の提案をした理事の氏名」
 - ③「理事会の決議があったものと見なされた日」
 - ④「議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名」
- を記載することとなっています。

しかし、理事会に出席した役員が存在しないということから、通常の理事会議事録に記載が求められている「理事会に出席した役員等又は組合員の氏名または名称」の項目は施行規則に規定されていません。したがって、「みなし理事会」における理事の議事録への署名又は記名押印は不要となります。(※)

※代表理事の選定を行った場合の議事録への記名押印については、登記手続きで特別な取扱いがなされておりますのでご注意ください。(提案事項に対して同意書に認印を押した場合又は電磁的記録による同意の場合は以下ご参照ください)

旧代表理事の去就状況	記名押印方法
代表理事が重任(新旧同一人物)の場合	代表理事のみ押印(法人届出印)
旧代表理事が新理事に留まる場合	新理事全員の押印 ・旧代表理事の新理事：法人届出印 ・新代表理事、他の新理事：認印
旧代表理事が新理事に留まらずに退任する場合	新理事全員の押印(実印) + 印鑑証明書の添付

《参考》 理事会をテレビ会議で開催することは可能か。

理事会をテレビ会議方式のみで開催することについては、電磁的方法による手続きが導入された書面一括法による改正中協法では盛り込まれませんでしたでしたが、中小企業庁経営支援部長通達(平成13年3月28日付け平成13・03・23中企第14号)により可能となっています。

同通達では、定款への記載等は求められませんでしたので、理事会規程などで何らかのルールづけを行った方がよいと考えますが、規程制定は理事会議決事項であるため、同通達が求める要件を満たす方式によって開催され、その場で理事会メンバーが合意すれば、事前の定めなく実施することは可能と考えます。

(テレビ等を利用した会議方式による理事会の開催要件)

- 理事間の協議と意見の交換が自由にでき、相手方の反応がよく分かるようになっているという条件が満たされていること。
- 理事会の席上、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっていることが理事間で確認されること。
- 理事会の途中でテレビ会議システム等に故障が生じた場合には、的確な意見表明が互いにできる仕組みとはならず、このシステムによる出席者全員による理事会ではなくなるため、1つの場所に会合していた者により、理事会の成立要件が満たされたとしても、その出席者による理事会の議決として無効となる。

この他、ご不明な点がございましたら、本会までお問い合わせください。
なお、この内容については、年度末事務セミナー(P.10参照)においても情報提供致します。

景況レポート

(12月分・情報連絡員59名)

製造業・非製造業ともに 景況DI値が大幅に悪化

【概況(全体)】

12月分の県内景況は、前年同月と比較して景況が「好転」したとする向きが1.7%(前回調査8.3%)、「悪化」が64.4%(同55.0%)で、業界全体のDI値は-62.7となり、前月調査との比較では16.0ポイント下回った。

全国及び東北・北海道ブロックにおいてもDI値が前月調査に比べ悪化した。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各種GoToキャンペーン事業が中断されたことに伴い、年末年始等1年で最大の繁忙期を失った事業者も多く、幅広い業種で影響を受けた。

【業界別の状況】

製造業では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、受注数量や工場の稼働が減り、ほとんどの業種で悪化した。

また、非製造業では、大都市圏での新型コロナウイルス感染者数の増加に伴うGo Toキャンペーンの適用停止や年末年始の帰省控え等の影響により、年末商戦が期待外れとなり、悪化割合が増加した。

<全国及び東北・北海道ブロックとの景況DI値の比較>

	秋田県	全 国	東北・北海道
全 体	-62.7	-56.4	-55.9
製 造 業	-83.3	-60.8	-62.5
非製造業	-48.5	-52.9	-52.2

<景況天気図>

項目	業界の景況	売上高	収益状況	販売価格	取引条件	資金繰り	雇用人員
製造業							
非製造業							

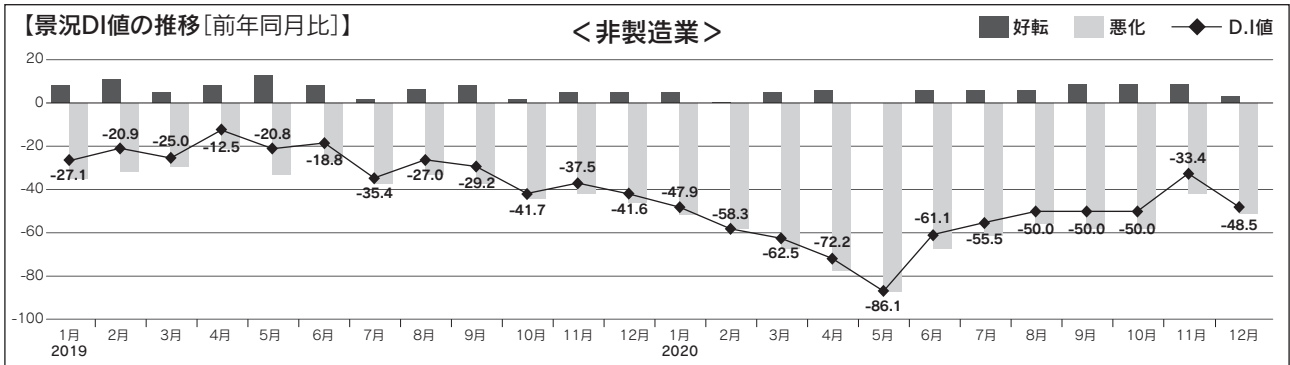
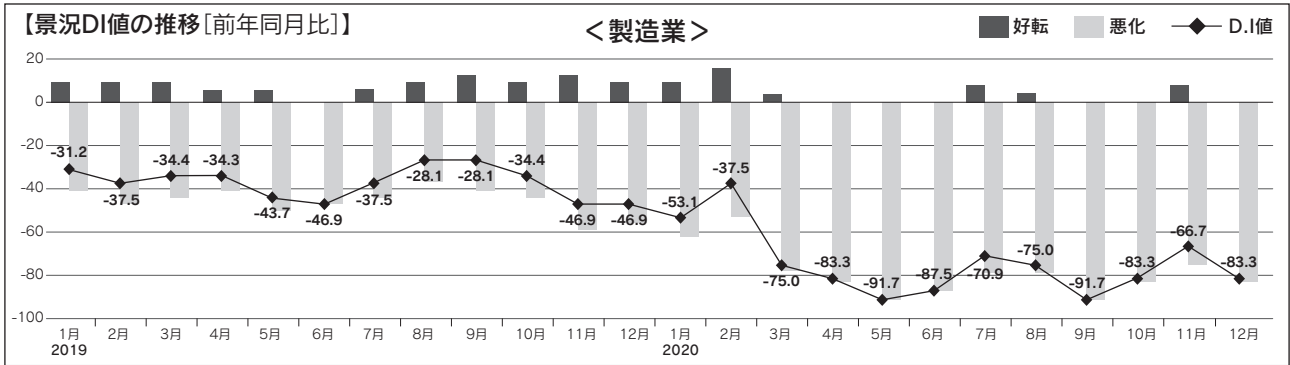
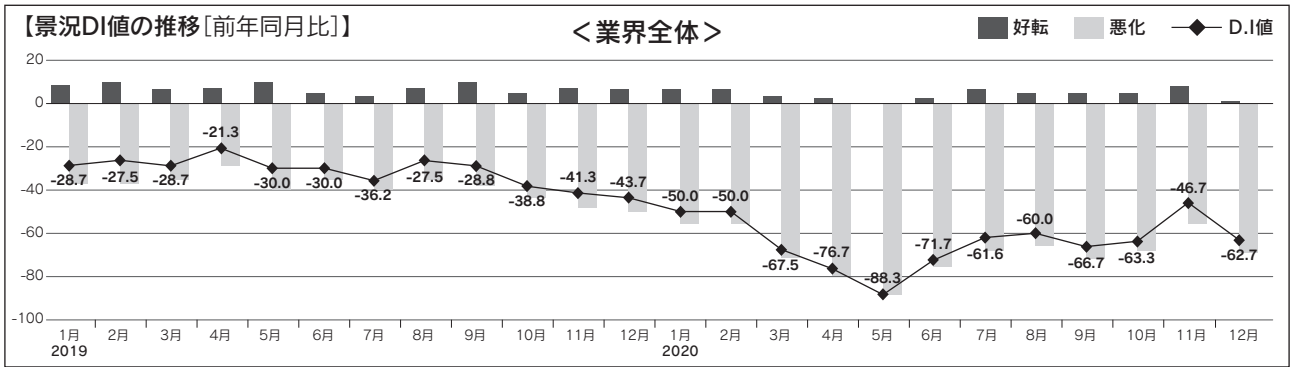
【凡例】
 快晴 30以上
 晴れ 10以上 30未満
 曇り 10以上 30未満
 雨 10未満
 雷雨 30以下
 【天気図の見方】
 前年同月比のDI値をもとに作成しています。

※DI値とは、Diffusion Index(ディフュージョン・インデックス)の略で、増加(好転)したとする企業割合から、減少(悪化)したとする企業割合を差し引いた値です。

【業界の声】 ~製造業~

(回答数：24名 回答率：100%)

食料品 (菓子)	クリスマスケーキの受注数は前年を上回るどころもあったが、年末年始は帰省客の減少により、厳しい状況であった。
食料品 (精穀・製粉)	帰省客の少ない巣ごもりの年末年始となるなど、例年にはない状況の中、各商品の売上の増減予想が難しく、製造・在庫管理に気がかった。
繊維工業 (繊維)	コロナ禍で百貨店を中心にアパレル商品の売上が大幅減となっており、それに伴って組合員企業の受注も昨年に比べ大幅に落ち込んでいるのが現状である。医療系ガウンの依頼も出てきたが、工賃等の条件が非常に厳しいものとなり、受注できても収益にならず、工場を稼働させることが精一杯である。(中央地区)
木材・木製品 (一般製材)	製品販売高は、前年同月比で7.2%減少した。多少の持ち直し感がある一方で、冷え込みが厳しく、原木(丸太)が凍結し製品の生産量は減少している。原木在庫が恒常的に不足しており、1月~2月の入荷状況が心配である。
木材・木製品 (外材)	令和2年は年間住宅着工数が前年に比べ1割落ち込んだが、12月以降原木の品薄感があり木材需要の荷動きはある一方で、今後の状況は新型コロナウイルスの影響等により引き続き不透明感が続いている。スギ原木については秋需要後の品薄感があり、堅調な荷動きがある。また、原木価格を下支えしてきた合板用原木については通常体制に戻っているが、引き続き需要の見通しには厳しさが予想されている。
窯業・土石製品 (生コンクリート)	出荷数量は前年同月比80%前後となり、4~12月の累計では94%前半となった。今年度は590,000m ³ (前年同月比93.7%)前後に落ち着くと思われるが、来年度も今年度と同様、590,000m ³ 前後になる見通しであり、依然として各組合員企業においては厳しい経営が予想される。
鉄鋼・金属 (鉄鋼)	新型コロナウイルスが終息することなく、ますます感染拡大が止まらない状況が続いており、工場の稼働も低い状態で推移している。新規物件及び見積依頼も極端に少ない状況となっており、この状態がしばらく続き、先行きが全く見通せないことを危惧している。
その他の製造業 (漆器)	大雪やGoToキャンペーンの停止等の影響もあり、中旬以降は来客数が激減した。また、体験や見学予約のキャンセルもあり、厳しい年の瀬となった。



【業界の声】 ~非製造業~

(回答数：35名 回答率：97.2%)

卸売業 (青果)	前年同月比98.17%で推移した。12月は、中盤まで商品の動きが思いのほか悪い状態が続く、期待した後半のお正月需要も終盤の悪天候が影響し、期待値に至らなかった。飲食関係の業務用需要は、10月~11月にかけて回復の兆しが見られたが、新型コロナウイルス感染者数の全国的な増加により悪化の方向に転換し、結果的に前年よりダウンする事となった。
小売業 (共同店舗)	イベント等の開催により一定数の集客・売上は得られたが、最繁忙期の年末においては昨年と比較し客足は減少した。
小売業 (自動車)	12月の新車販売台数は、登録自動車1,511台(前年同月比95.3%)、軽自動車1,378台(同109.8%)、合計2,889台(同101.7%)となった。
小売業 (石油)	ガソリンの小売価格は1ℓあたり130円60銭で前月比1円30銭の値上がりとなった。軽油は114円で前月比1円30銭、配達灯油18ℓは1,399円で前月比19円それぞれ値を上げた。
商店街	11月25日に川反でクラスターが発生、当商店街の飲食業も影響を受け、売上高が減少傾向となった。他業種も依然として厳しい状況が続いている。(秋田市) 恒例の年末セールも新型コロナウイルスの影響で盛り上がりには欠け、人出の減少もあり、各店苦戦状態で年の瀬を迎えた。新年からは新しい生活様式に対応した小売の在り方を組合として全加盟店と協力して創造する必要を感じている。(大館市)
サービス業 (旅行)	国内個人旅行が前年同月比10%弱、海外個人旅行は0となった。県プレミアム宿泊券、GoToキャンペーンの影響で少し上向いてきた期待感が、ここにきて中止となり年末年始の取消で大打撃となった。新型コロナウイルスが終息しない限りどうにもならない感じである。
建設業 (電気工事)	受注件数も少なく、公共施設などの大きな物件も少なかったため、前年同月比80%程度の取扱高となり、新型コロナウイルスの影響も否定できない。(中央地区)
運輸業 (トラック)	12月は例年繁忙期であるが、今年は荷動きがあまり良くなかった。それでも11月よりは持ち直したため、前月比で売上は増加傾向となっており、収益も微増となっている。一方、前年同月比では、多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいとなっている。12月は燃料価格が大幅に値上がりしたため、収益は伸びず、1月も値上がり見込みとなっている。(県南地区)

中小企業組合等支援施策情報

現在開会中の通常国会に提出されている経済産業省(中小企業庁)関係の令和2年度第3次補正予算案等から抜粋してご紹介します。(※令和2年12月時点での情報です。)

中小企業等事業再構築促進事業

(中小企業庁)

令和2年度第3次補正予算案額 1兆1,485億円

事業の内容

●事業目的・概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援します。

例えば、新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組や、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦等が考えられます。

本事業では、中小企業等と認定支援機関や金融機関が共同で事業計画を策定し、両者が連携し一体となった取組みが対象となります。

事業イメージ

●補助対象要件

- ①申請前の直近6カ月間のうち、売上高が低い3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上

高と比較して10%以上減少している中小企業等
②自社の強みや経営資源(ヒト/モノ等)を活かしつつ、経産省が示す「事業再構築指針」に沿った事業計画を認定支援機関等と策定した中小企業等

●補助金額・補助率

	補助金額	補助率
中小企業(通常枠)	100万円以上6,000万円以下	2/3
中小企業(卒業枠)	6,000万円超~1億円以下	2/3
中堅企業(通常枠)	100万円以上8,000万円以下	1/2
中堅企業(グローバルV字回復枠)	8,000万円超~1億円以下	1/2

●事業再構築のイメージ

ガソリン車の部品を製造している事業者が、コロナ危機を契機に従来のサプライチェーンが変化する可能性がある中、今後の需要拡大が見込まれるEVや蓄電池に必要な特殊部品の製造に着手、生産に必要な専用設備を導入。

中小企業生産性革命推進事業の特別枠の改編

(中小企業庁)

令和2年度第3次補正予算案額 2,300億円

事業の内容

●事業目的・概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るため、中小企業のポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させることが必要です。

新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、令和2年度一次・二次補正で措置した特別枠を新特別枠(低感染リスク型ビジネス枠)に改編します。

事業イメージ

【低感染リスク型ビジネス枠における各補助事業の拡充内容】

●補助上限・補助率

補助上限・補助率	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金	1,000万円・1/2	1,000万円・2/3
持続化給付金	50万円・2/3	100万円・3/4
IT導入補助金	450万円・1/2	450万円・2/3

- ①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金)
対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援します。
- ②小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)
小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援します。
- ③サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)
複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツールの導入を支援します。

事業承継・事業引継ぎ推進事業

(中小企業庁)

令和2年度第3次補正予算案額 56.6億円

事業の内容

●事業目的・概要

新型コロナウイルス感染症の影響下であっても、地域の貴重な経営資源を散逸させることなく、次世代へ引き継ぐため、事業承継・引継ぎを支援するとともに、事業承継・引継ぎ後に行う新たな取組等を支援します。

具体的には、事業承継・引継ぎ補助金によって、事業承継・引継ぎを契機とする業態転換や多角化

を含む新たな取組や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用等を支援します。

事業イメージ

(1)事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組(設備投資、販路開拓等)や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用(仲介手数料、デュレジェンス費用、企業概要書作成費用等)の一部を補助します。

支援類型	補助率	補助上限額	上乗せ額
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助			
創業支援型	2/3	400万円	200万円
経営者交代型	2/3	400万円	200万円
M&A型	2/3	800万円	200万円
②事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助			
専門家活用型	2/3	400万円	200万円

- ・創業支援型→他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した事業者への支援
- ・経営者交代型→親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援

・M&A型→M&A(株式譲渡、事業譲渡等)により経営資源を引き継いだ事業者への支援

その他、中小企業が事業承継・引継ぎを検討する機会を提供する説明会等の実施を支援します。

(2)承継トライアル実証事業

実証事業により、後継者に求められる素養・能力と、それらを習得するために必要な後継者教育の型を明らかにします。

(3)事業引継ぎ支援センターの支援体制の整備

事業者のニーズに対して適切な相談対応やマッチング支援を行うため、事業引継ぎ支援センターの支援体制を整備します。

秋田の医療を支えるものづくり企業を募集

(秋田県)

秋田県では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、県内の医療機関等において、医療物資の入手が難しくなっています。本県の医療を支えるため、フェイスシールド、ゴーグル、医療用ガウン等の不足している医療物資の製造・供給に、ご協力いただける県内ものづくり企業や県内外の医療機器メーカー等を募集しています。

●応募方法

県ホームページ内にあるエントリーシートにより事務局まで提出してください。

エントリー受付後、事務局から詳細をご案内します。

●募集企業の要件

1. フェイスシールド・ゴーグル

①最終製品製造企業(医療機器製造に知識やノウ

ハウがある県内企業に限る。)

②協力企業(①に対し、部品や原材料供給等で協力する県内外の企業。実績不問。)

2. 医療用ガウン等

①最終製品製造企業(縫製業を営む県内企業に限る。)

②協力企業(①に対し、原材料供給等で協力する県内外の企業。実績不問。)

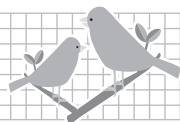
詳しくは、県ホームページ(下記)をご覧ください。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/49364>

【事務局・お問い合わせ先】

秋田県 産業労働部 地域産業振興課 技術振興班
TEL：018-860-2246 FAX：018-860-3887

話題の広場



中央会事業より

高所作業での労働災害防止に向けて

組合活力向上事業 ～能代山本電気工事協同組合～

令和2年11月25日(水)、能代市の「能代山本スポーツリゾートセンターアリナス」において、能代山本電気工事協同組合(小野義光理事長、組合員36名)を対象に組合活力向上事業が開催され、組合員企業の従業員等61名が出席しました。

電気工事等の高所作業で使用される胴ベルト型安全帯は、墜落した場合に内臓損傷や胸部等の圧迫などの危険性があるため、厚生労働省では、労働安全衛生規則を一部改正し、高さ2メートル以上で作業床を設けることが困難な作業場においては、肩、腰部、腿などの複数箇所を保持する「フルハーネス型安全帯」(以下、「フルハーネス」)の着用を義務化しました。

着用にあたっては、安全衛生特別教育の講習が必修となるため、本事業により研修会を開催したものです。

講習は、一般社団法人秋田県労働基準協会総務課長の大隅嘉弘氏を講師に迎え、労働安

全衛生規則の改正内容やフルハーネスの特徴について説明が行われた後、フルハーネス点検チェックリストをもとに、ロープ、ストラップ、金具類等の摩耗・変形がないかを確認し、出席者全員がフルハーネスを試着しました。

従来の安全帯と違い、着用の際に他人の補助を必要とする上、締め付けが緩いと正常に作用しないことから、出席者はお互いに入念なチェックを行いました。

組合では、今回の研修を踏まえ、高所作業における労働災害の防止を目指します。



[フルハーネスを着用する様子]

採算を重視した運営体制づくりを学ぶ 組合活力向上事業 ～企業組合東由利特産物振興会～

本会では、由利本荘市東由利地域で農産加工品の製造や販売等を行っている企業組合東由利特産物振興会(石渡香菜子理事長、組合員4名)を対象に、昨年7月より、採算を重視した生産・販売体制づくりを支援しており、1月15日(金)に同組合事務所において、第5回目の組合活力向上事業を開催し、組合役職員等10名が出席しました。

講師には、株式会社小室経営コンサルタント代表取締役の小室秀幸氏を迎え、新商品開発結果の確認と商品ラインナップ及び単価、販売先の見直しに関して勉強会を行いました。

小室氏は、「コロナ禍でも大型の商業施設は積極的にアプローチするべきである。販売地域を県南等に広げたり、遠方でも商品を送付

して取り扱ってくれる先を見つけることが必要である。」と述べ、アドバイスをを行いました。

今後は、2月下旬に本事業の総括を行うこととし、それまでに新商品の発売や既存商品の量目変更・価格改定を試験的に実施して、売上への影響等について効果を確認することとしています。



[研修会の様子]

顧客ニーズに応えるリフォームとは 組合活力向上事業 ～協同組合安心リフォーム協議会～

リフォーム業界は、大手ハウスメーカーの参入による競争激化や新型コロナウイルスの影響により、取り巻く環境が大きく変化しており、今まで以上に、顧客のニーズを的確に捉えたリフォームが求められています。

そこで、今求められているリフォームのデザインや顧客へおすすめたリフォーム補助金制度について学ぶため、1月20日(水)、秋田市の秋田ビューホテルにおいて、協同組合安心リフォーム協議会(中村瑞樹理事長、組合員20名)を対象に組合活力向上事業が開催され、組合員等17名が出席しました。

講師には、元森ビル株式会社の企画設計部長で六本木ヒルズの施工管理責任者を務めた株式会社阿部総合計画事務所代表取締役阿部浩志氏と、県内事業所への省エネ指導を行って

いる有限会社エスコ秋田代表取締役嶋宮光明氏を迎えました。

阿部氏は、「建物の品質維持のためには、顧客のニーズを踏まえた長期的な修繕計画を提案する必要がある。」と述べました。

本研修を踏まえ、組合員企業では今後、営業力強化を図り、地域に密着したリフォームを展開していくこととしています。



[研修会の様子]

旭川家具の取組事例を学ぶ ～県産家具等販路拡大支援事業研修会～

本会では、県産家具のマスターブランド「ORAE(おらえ)」参加企業を対象に、プロダクトブランドの一つ「アキタベイシック」の試作品開発や改良、PR手法習得のための支援を行っており、令和2年12月22日(火)、秋田市の秋田公立美術大学において、第3回研修会を開催し、19名が出席しました。

今回は、家具5大産地の一つである北海道旭川市の木製品ブランド「コド木工」の活動事例を学び、今後のORAEの活動について考えていくことをテーマに、講師には、コド木工をはじめ、数多くのプロジェクトに携わってきた明星大学デザイン学部教授萩原修氏を迎え、研修と懇談を行いました。

コド木工は、コドモと一緒に暮らしを考えるデザインプロジェクト「コド・モノ・コト」と、旭川の若手職人によるプロジェクト「旭川木工コミュニティキャンプ(AMCC)」の2つの

プロジェクトから生まれたブランドであり、キャンプを行いながら交流を図った取組等が説明されました。

また、懇談会では萩原氏から「秋田の木工の歴史の深さはブランディングの重要な要素となる。秋田らしい発信を行ってはどうか。」とアドバイスがなされました。

本事業では、今後、3月6日～7日に試作品の展示会を開催することとしています。



[研修会の様子]

コロナ禍における販売促進について学ぶ

～秋田県商店街振興組合連合会～

秋田市通町商店街振興組合では、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、来街者数が減少し、組合員の売上が落ち込んでおり、厳しい経営環境となっています。

そこで、秋田県商店街振興組合連合会(平澤孝夫理事長)では1月12日(火)、通町の美鳥会館において、同組合を対象に、コロナ禍に対応した販売促進の手法を学び、売上確保を図ることを目的に講習会を開催し、組合員8名が出席しました。

講師には、コピーライタータカハシ代表の高橋知佳子氏を迎え、県内における新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、各店舗が販促する際の留意点や対応について、説明がなされました。

高橋氏は、「SNSの普及に加え、コロナ禍となっている今、お客様からどう知ってもらうかが肝心である。そのためには、『何を、どう伝えるか』を明確に

することが大事であり、ここで役に立つのが、商品・サービスのセールスポイントを端的に伝えるキャッチコピーを考える作業である。」と述べ、通りすがりの人の興味を惹き、来店への動機となるコピーについて、ワークを取り入れながら出席者に考えさせました。

当連合会では、今後もコロナ禍により厳しい運営を強いられている会員商店街への支援に積極的に取り組んでいくこととしています。



[講師の高橋氏]



[講習会の様子]

創立45周年を迎えました！

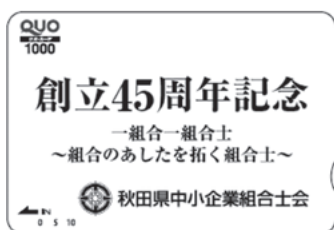
～秋田県中小企業組合士会～

秋田県中小企業組合士会(堀川深雪会長、72会員)は1975(昭和50)年6月に誕生し、令和2年に創立45年の節目を迎えました。

本来であれば記念式典や祝賀会などを開催すべきところでありましたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、やむなく一連の行事と記念誌の発行を見送ることとなりましたが、45周年を祝い本県経済への一助とすべく、「創立45周年記念QUOカード」を作成し会員の皆様に贈呈しました。

堀川会長は「今まで当たり前だと思っていたこと

が思うようにできなくなった今こそ、一度立ち止まって振り返り、改善すべき点を掘り起こし行動に移すことが重要だと考えます。組合にとって組合士が果たす役割が重要度を増す



[創立45周年記念QUOカード]

中、中央会との連携強化でウィズコロナ時代を乗り切ってまいります。」と抱負を述べられました。

毎年12月には中小企業組合検定試験が実施され、本県でも毎年数名が試験に合格しています。受験資格は特にありませんので、皆さんもぜひ検定試験にチャレンジしてみませんか。

～中小企業組合士とは～

中小企業組合検定試験に合格し、かつ組合等での実務経験が3年以上ある方に与えられる資格です(全国中小企業団体中央会により認定)。検定試験の内容は、事務局運営をスムーズに行うために必要な組合会計・制度・運営の3つで基礎的、実務的知識が出題されています。

現在、全国で約3,000名の中小企業組合士が、組合はもちろんのこと、商工組合中央金庫、中小企業団体中央会等それぞれの分野で活躍しています。

詳細については本会商業振興課(018-863-8701)までお問い合わせ下さい。



■創立50周年記念式典を開催

～協同組合秋田卸センター～

協同組合秋田卸センター(辻昭久理事長、組合員67名)の創立50周年記念式典が組合員企業の代表者や来賓等約130名の出席のもと11月26日(木)、秋田市の秋田キャッスルホテルにおいて開催されました。

1970(昭和45)年、流通の合理化を目的に卸売業者39社で設立された当組合は、現在、卸売業をはじめ小売業、サービス業、印刷業、道路旅客・道路貨物運送業等67社が入居する異業種団地となっております。

開会にあたり、辻理事長は、「50周年記念事業のテーマを『想いのせ日々にならなり』と掲げ、未来に向けこれからも努力し進んでいく気持ちを表現しました。コロナ禍で閉塞した空気を変えるべく、50周年を共に祝いこれからも邁進してまいります。」と式辞を述べました。

続いて、50周年記念事業の一環として卸団地エリア「あぎいね卸町」が発表されました。

この愛称は、「商い」と「飽きが来ない」を表す秋田弁「あぎね」と「秋田がいいね」という言葉を掛け合わせて作った造語です。愛称とともに制作したロゴにはエリアの更なる安全・安心や団地内の団結と一体感を表現しています。

辻理事長は、「50周年を機に卸売業のみの卸団地のイメージから様々な異業種が集約するエリアに変化していることをアピールし、『頼んで良かった。まかせて良かった』と喜ばれるビジネス拠点となるよう取り組んでまいります。」と抱負を述べています。

この他、式典では組合功労者表彰と感謝状が10名に、また、組合員企業の永年勤続従業員50名の表彰が行われました。



[制作したロゴマーク]

東成瀬村地域づくり事業協同組合 ～地域社会を維持するための人材派遣の実施～



尾形理事長

【組合紹介・PR】

東成瀬村では、地域人口の急減に直面しており、地域社会や地域経済にとって重要である担い手の不足が極めて深刻な課題となっています。

特に、村の基幹産業である農林業や観光産業では、季節による業務量の変動が大き

く、通年の雇用が困難な状況にあり、収入面でも不安定になりやすいことから労働者が定着しづらくなっています。

そこで、特定地域づくり事業協同組合制度を活用し、複数の事業所の業務を組み合わせることで年間を通じた仕事を創出し、地域事業者が共同して職員を通年雇用した上で、各事業者に派遣する労働者派遣事業を実施することにより、組合員の人材確保、経営基盤の安定化、経済的地位の向上を図ることを目的として、この度、事業協同組合を設立しました。どうぞ、宜しくお願い申し上げます。

- 所在地 雄勝郡東成瀬村岩井川字東村72番地
- 代表理事 尾形 新一
- 出資金 1,500,000円
- 組合員数 13名
- 主な事業 特定地域づくり事業としての労働者派遣事業、教育情報提供事業
- 成立年月日 令和2年12月1日

～特定地域づくり事業協同組合制度～

人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合について、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、労働者派遣事業(無期雇用職員に限る。)を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、組合運営費について財政支援を受けることができるようにするものです。

本組合は、全国で2番目に認定された組合です。詳しい内容は、総務省のサイト(「特定地域づくり事業協同組合制度」)をご覧ください。

インフォメーション

令和2年分確定申告について

(国税庁)

2月16日(火)より、令和2年分の確定申告が始まります。

なお、納期限は以下のとおりです。

- ー所得税及び復興特別所得税、贈与税ー
令和3年3月15日(月)まで
- ー消費税及び地方消費税(個人事業者)ー
令和3年3月31日(水)まで

国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp>)では、納税者の皆様の利便性向上のため、確定申告書などが作成できる「確定申告書等作成コーナー」や、スマートフォンなどからインターネットを利用して申告・納税ができる「e-Tax(イータックス)」を多くの皆様にご利用いただくようおすすめしていますので、ぜひご利用ください。

令和2年分 確定申告

ご来場を検討されている方へ
～感染リスク軽減のための税務署からのお願い～

密を避ける

- ☑ ご自宅からスマートフォン・パソコンでe-Tax
- ☑ 作成手順は国税庁の動画サイトでチェック!

密を作らない

- ☑ 確定申告会場の混雑緩和のため会場への入場には「入場整理券」が必要です
- ☑ 整理券は各会場で当日配付。LINEから事前発行もしています

申告と納税 所得税および復興特別所得税・贈与税 令和3年3月15日(月)まで
消費税および地方消費税(個人事業者) 令和3年3月31日(水)まで

詳しくは 確定申告 検索

年度末事務セミナーを開催します!

多くの組合では、3月に決算期を迎えます。

決算期には、決算関係書類の作成や総会開催準備、登記や税務申告などの事務について、定められた期限内に適正に手続きを行う必要があります。

そこで、本会では、組合の税務会計及び年度末事務手続のほか、新型コロナウイルス感染拡大防止に対応した総会・理事会の開催方法等を解説する年度末事務セミナーを開催しますので、ぜひ、ご参加ください。

○テーマ

1. 組合税務会計のポイント及びコロナ禍における税制上の措置について

講師：大坂税理士事務所 税理士 大坂良宏氏

2. 年度末事務手続きの留意点について
(コロナ対応を含む)

講師：本会指導員

- 日 時：3月2日(火) 13:30～16:30
- 場 所：ホテルメトロポリタン秋田
- 受講料：無料
- 申込締切：2月19日(金)
- 当日は筆記用具・電卓をご持参ください。
- マスクの着用をお願いします。

【申込み・お問い合わせ先】

本会 商業振興課 TEL：018-863-8701

官公需適格組合

『カデル』

秋田管工事業協同組合

理事長 太田 博之
副理事長 谷 藤 健二
" 佐 藤 弘 康

秋田市山王臨海町3番18号

☎018(862)6161/FAX 018(824)5685

『我慢そして飛躍』

見えないけれど支えている
高度な鐵構技術で建設業界の未来に貢献する
それが“CHIYODA VISION”(チヨダ ヴィジョン)です

千代田興業株式会社

代表取締役社長 藤澤 正義

本社・工場：秋田市川尻町字大川反 170-49

TEL 018(864)6200(代)

建設事業部：秋田市川尻町字大川反 170-19

TEL 018(888)3666

URL : <http://www.k-chiyoda.jp>



お客様のココロに「ハレ=笑顔」をつくりたい。
私たちはこれからも、もっと伝える、
もっとココロに残るおもてなしを目指します。



Akita
Castle Hotel

秋田キャッスルホテル

秋田市中通1-3-5 TEL.018-834-1141

「信用保証」と

「経営支援」で

秋田県の中小企業を応援します！



秋田県信用保証協会

<https://www.cgc-akita.or.jp>

〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47

TEL:018-863-9011 FAX:018-863-9188



トワニー秋田

通商産業大臣認可50産第1784号
全日本葬祭業協同組合連合会加盟

秋田県葬祭業協同組合

〒014-0001 大仙市花館字常保寺91-3
TEL 0187-86-3530 FAX 0187-86-3531
ホームページ <http://www.towany.com>

葬祭・仏壇・仏具のご用命は
組合加盟店へどうぞ

損害保険・生命保険



保険と暮らしの相談センター

株式会社 **アキタ保険**



本 社

〒010-0951 秋田県秋田市山王6丁目5-9
TEL 018-864-6921 FAX 018-864-6922
URL <https://www.akitahoken.co.jp>

フレスポ本荘店

〒015-0011 秋田県由利本荘市石脇字田頭141-1
TEL 0184-24-5511 FAX 0184-24-5512

県南事業所

〒019-0529 秋田県横手市十文字町街道下88-9
TEL 0182-23-5145 FAX 0182-23-5146

株式会社

八幡平貨物



一般区域貨物自動車運送
原木・木材の伐出及び仕入・販売

秋田県鹿角市八幡平字谷内下毛平116-12

TEL 0186-34-2011

FAX 0186-34-2013

For Earth, For Life
Kubota

Hello, my Smile

陽菜 Smile
ハルナ



詳しい製品情報はこちらのQRコードから!

株式会社 秋田クボタ

〒011-0901 秋田市寺内字神屋敷295-38
Tel: 018-845-2121 Fax: 018-845-6600

おかげさまで20周年を迎えることができました。
今後ともご愛顧のほどよろしくお願いいたします。



保険&リース
北日本ベストサポート

【本店営業部】

〒010-0967 秋田県秋田市高陽幸町8番17号
TEL:018-883-1888/FAX:018-883-1822

【県南営業部】

〒014-0047 秋田県大仙市大曲須利町1丁目4番地57号
TEL:0187-66-3622/FAX:0187-88-8133

【能代東支店】

〒016-0122 秋田県能代市扇田字東扇田165-2
TEL:0185-58-2116/FAX:0185-58-2663

【酒田支店】

〒999-8438 山形県飽海郡遊佐町比子字白木23-362
TEL:0234-75-3370/FAX:0234-75-3376

【URL】 <http://www.knbs.jp>

秋田駅直結のベストロケーション

ご宿泊・ご婚礼・ご宴会・レストラン・バーなど
あらゆるリクエストにお応えいたします。

HOTEL METROPOLITAN AKITA JR-EAST

〒010-8530 秋田市中通七丁目 2-1
TEL.018-831-2222
<http://www.metro-akita.jp/>



2020
健康経営優良法人
Health and productivity

「健康経営優良法人」に、4年連続で認定されました。

未来を描く、夢人間集団

秋田活版印刷株式会社

〒011-0901 秋田県秋田市寺内字三千列110-1 TEL.018-888-3500(代)
東京営業所 TEL.03-5927-8101 名古屋営業所 TEL.052-251-5080

<https://www.kappan.co.jp/>

人が「活」きる企業です。



2021

2
Feb

中小企業あきた

令和3年2月1日発行(毎月1日発行)第729号

発行/秋田県中小企業団体中央会 〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 ☎018-863-8701 FAX 018-865-1009

印刷/秋田活版印刷(株)

定価280円